

つな 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

# 日向市準備委員会 第1回常任委員会



日時：令和5年11月14日（火） 15時10分～

場所：日向市中央公民館 2階第4研修室

# 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会

## 日向市準備委員会 第 1 回常任委員会 次第

### 1 開会

### 2 説明事項

- 説明事項 常任委員会の役割について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

### 3 議長選出

### 4 議事

- 第 1 号議案 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会  
日向市開催推進総合計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 第 2 号議案 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会  
日向市準備委員会専門委員会規程（案）・・・・・・・・ P 8

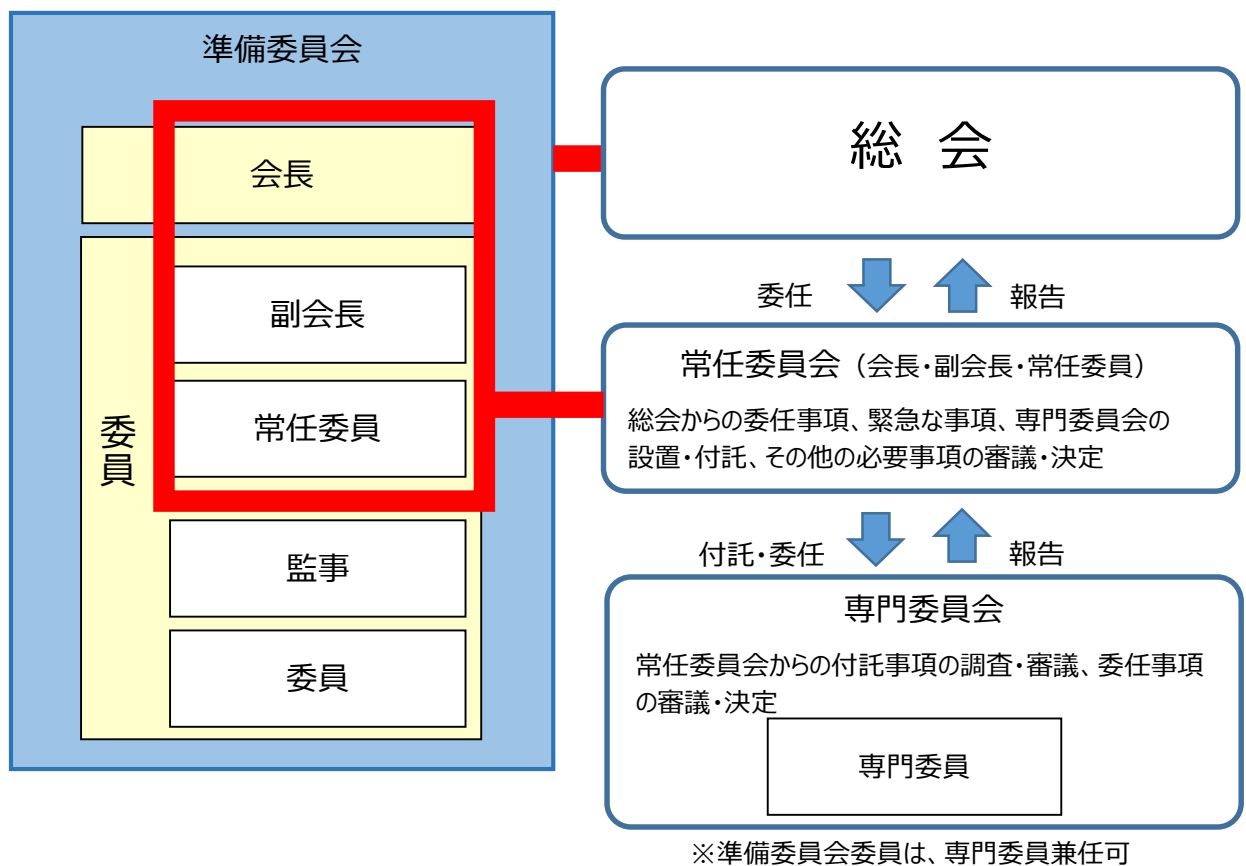
### 5 閉会

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

日向市準備委員会 常任委員会の役割について

1. 常任委員会の構成員(会則第 12 条第 1 項)

→常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。



2. 常任委員会の委員長の選任について(会則第 12 条第 2 項)

→委員長は、会長をもって充てる。

3. 常任委員会の副委員長の選任について(会則第 12 条第 3 項)

→副委員長は、副会長をもって充てる。

#### 4. 常任委員会の審議・決定事項(会則第 12 条第 7 項)

→常任委員会は次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること
  - ①開催準備の総合企画及び運営に関すること
  - ②競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
  - ③宿泊及び医事衛生に関すること
  - ④輸送、交通、警備及び消防に関すること
  - ⑤広報及び市民運動に関すること
  - ⑥その他会務に必要な事項に関すること
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日向市開催推進総合計画(案)

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」(以下「宮崎国スポ・障スポ」という。)を成功に導くため、日向市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が日向市に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

宮崎国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

#### (4) 市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ・障スポ開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

#### (5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

#### (7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

#### (8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

## (9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

## (10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

## (11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

## (12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

## 2 年次計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】(案)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
組織	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊前至専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組	リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	実行委員会総会(解散)
(1) 総務企画 (2) 財務	県との連絡調整 全体会期調査	開催推進総合計画策定 大会経費調査検討	企業協賛取組事項策定 リハ大会経費検討	リハ大会予算編成 購別用品整備事項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定 ホームページ(SNS含む)開設・運営	大会経費予算編成 リハ大会購別用品整備 リハ大会遺失物・拾得物取扱要項策定 リハ大会保険加入	事業概要説明会開催(後催催対象)
(3) 広報		広報基本計画策定・広報活動		大会報告書編成方針決定	大会報告書作成	大会報告書配付
(4) 市民運動		市民運動基本計画策定 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集等の検討	市民運動の推進 ボランティア募集・研修 ボランティアマニアル策定 リハ大会ボランティア業務計画策定	リハ大会ボランティア業務計画策定	ボランティア募集・研修・配置	
(5) 観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置運賃要項策定 売店設置運賃要項策定	案内所・休憩所等設置 リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾・カイトフック作成等 大会案内所・休憩所等設置 大会売店設置	
(6) 競技	競技別日程調査 競技用具整備計画調査 競技役員等編成調査 練習会場調査 リハ大会開催意向調査	競技運営基本計画策定 競技別日程決定 競技用具整備計画策定 競技役員等編成案作成 競技会係員・補助員編成計画策定 練習会場協力依頼 練習会場(案)作成 リハ大会開催基本計画策定	競技運営実施計画策定 競技別日程決定 競技用具整備の推進 競技役員等編成決定・養成 競技会係員・補助員編成決定・養成 練習会場借用依頼 リハ大会開催実施要項策定 情報通信基本計画策定	競技別実施要項策定 リハ大会ボランティア業務計画策定 リハ大会開催実施要項策定 リハ大会ボランティア業務計画策定 情報通信業務実施要項策定 式典実施要項策定 炬火イベント実施計画・要項策定	競技別プログラム作成 競技役員等の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱 デモスポ開催 臨時通信施設架設設置 炬火イベント実施	
(7) 式典		式典基本計画策定		式典実施要項策定	式典実施要項策定	
(8) 施設		施設整備基本計画策定		施設整備の推進・点検		
(9) 宿泊	宿泊基礎調査	飯宿泊・充足対策意識調査	リハ大会宿泊実施要項策定 第一次飯配宿 大会弁当調達要項策定	リハ大会宿泊実施要項策定 第二次飯配宿 大会弁当調達要項策定	大会宿泊実施要項策定 第三次飯配宿	宿泊本部設置 大会配宿実施
(10) 医事・衛生		医事衛生基本計画策定 医療救護要項策定 防疫対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	医療救護実施要項策定 リハ大会救護所設置計画策定 防疫対策実施要項策定 食品衛生対策実施要項策定 環境衛生対策実施要項策定	救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置 防疫対策実施要項策定 食品衛生対策実施要項策定 環境衛生対策実施要項策定	救護本部設置 救護所設置	
(11) 輸送・交通		輸送交通基本計画策定 駐車場調査・確保	輸送交通業務実施要項策定 リハ大会輸送計画策定	輸送交通業務実施要項策定 リハ大会輸送計画策定 車両誘導計画策定	輸送計画策定 リハ大会輸送計画策定 車両誘導計画策定	輸送本部設置
(12) 消防防災・警備		消防防災・警備基本計画策定 自衛隊協力意向調査	消防防災・警備業務実施要項策定 リハ大会消防警備計画策定	消防防災・警備業務実施要項策定 リハ大会消防警備計画策定	消防防災・警備計画策定 リハ大会消防警備本部設置	消防警備本部設置

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催

第26回全国障害者スポーツ大会 リハール大会  
第81回国民スポーツ大会 リハール大会



## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会

### 日向市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会則（令和 5 年 1 月 1 4 日施行）第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第 2 条 専門委員会の名称並びに第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

- （1） 委員長 1 名
- （2） 副委員長 若干名

（役員を選任）

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員職務）

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関すること</li> <li>2 財務に関すること</li> <li>3 広報に関すること</li> <li>4 市民運動に関すること</li> <li>5 観光・おもてなしに関すること</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に関すること</li> <li>2 式典に関すること</li> <li>3 競技会場に関すること</li> <li>4 その他競技運営に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること</li> <li>2 医事及び衛生に関すること</li> <li>3 環境衛生及び食品衛生に関すること</li> <li>4 その他宿泊衛生に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関すること</li> <li>2 消防防災及び警備に関すること</li> <li>3 その他輸送交通に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること